

担 当	秘書広報課	場 所	市庁舎 3 階	電 話 (FAX)	43-1110 44-0373
-----	-------	-----	---------	--------------	--------------------

◇市長と語ろう

「市長と語ろう」は、市政へのご提案やご意見を聞き、市民の皆さんとの対話を通して相互に理解を深め、市政へ反映していくため、市長が直接皆さんのところにお伺いします。

市長と語ろう申込方法

- 実 施 日 土日、祝日、年末年始を除く日
- 申込できる人 主として山鹿市内に在住、または通勤、通学しているおおむね 10 人以上の団体、グループなどでお申し込みください。ただし、政治、宗教、営利目的の団体などについてはご遠慮ください。
- 開催時間等 原則として下記のとおりです。ただし都合により時間などについてご相談する場合があります。
 - ◆開催時間は 1 時間以内です。
 - ◆開始時間は午前 10 時で、終了時間は遅くとも午後 9 時までです。
- 会場の手配等 会場の手配や講座のお知らせ、当日の進行などは申込者側でお願いします。
- 申 込 方 法 開催希望日の 1 カ月前までに秘書広報課に直接おいでいただくか電話または FAX で申し込みください。

担 当	秘書広報課	場 所	市庁舎 3 階	電 話 (FAX)	43-1110 44-0373
-----	-------	-----	---------	--------------	--------------------

◇出前講座

「出前講座」は、市政をはじめ、郷土の歴史、文化、生活の知恵など、様々な事柄についてわかりやすくお伝えする講座です。

関心のある市政情報など、聞いてみたいテーマを別紙メニューの中から選んで“ご注文”ください。

市の担当者などが、直接皆さんのところにお伺いします。

出前講座申込方法

- 実 施 期 間 土日、祝日、年末年始を除く日
- 申込できる人 主として山鹿市内に在住、または通勤、通学しているおおむね10人以上の団体、グループなどでお申し込みください。ただし、政治、宗教、営利目的の団体などについてはご遠慮ください。
- 開 催 時 間 等 原則として下記のとおりです。ただし都合により時間などについてご相談する場合があります。
 - ◆開催時間は1時間以内です。
 - ◆開始時間は午前10時で、終了時間は遅くとも午後9時までです。
- 会場の手配等 会場の手配や講座のお知らせ、当日の進行などは申込者側でお願いします。
- 講 師 料 無料。ただし、講座によっては経費が別途必要になる場合があります。
- 申 込 方 法 出前講座メニューは別紙のメニューから希望テーマを選んでください。開催希望日の1カ月前までに秘書広報課に直接おいでいただくか、電話またはFAXで申し込みください。

令和6年度山鹿市出前講座メニュー一覧

大分類	No.	メニュー項目	担当課
市民のくらし	1	やまがメイトの利活用(連絡網としての活用など)	情報政策課
	2	防災の自助と共助について考えよう!	防災監理課
	3	正しく理解しよう人権の基礎・基本	人権啓発課
	4	みんなで創ろう人権のまち	人権啓発課
	5	男女共同参画社会ってなんだろう?	人権啓発課
	6	固定的な性別役割分担について考えよう!	人権啓発課
	7	統計でみる山鹿市のすがた(国勢調査の結果など)	総務課
	8	選挙~なくそう棄権、出かけよう投票~	選挙管理委員会事務局
	9	あいのりタクシー	地域生活課
	10	空き家バンク制度	地域生活課
	11	山鹿市の市税	税務課
	12	ごみの分別・リサイクル	環境課
	13	消費生活相談	商工課
	14	住宅耐震化と安全で安心な住まいづくり	都市整備課
	15	山鹿市の水道	水道課
	16	住宅用火災警報器の設置および維持管理	消防本部 予防課
	17	家庭でのガソリン・灯油の取り扱い	消防本部 予防課
	18	もしもの火災講話(地域や家庭の火災への備え) ※災害発生時は講座途中で終了する場合があります。	山鹿消防署
	19	いざというときの初期消火訓練(消火器取り扱い訓練) ※災害発生時は講座途中で終了する場合があります。	山鹿消防署
	20	応急処置訓練(心肺蘇生法・三角巾法・応急処置) ※災害発生時は講座途中で終了する場合があります。	山鹿消防署
	21	命を守る防災講話(地震・災害時の行動と対策) ※災害発生時は講座途中で終了する場合があります。	山鹿消防署
	22	防火防災訓練(救急法・消火訓練・講話) ※災害発生時は講座途中で終了する場合があります。	山鹿消防署
市民の福祉と健康	23	障がい福祉	福祉課
	24	知っておきたい年金の話	国保年金課
	25	よくわかる後期高齢者医療制度	国保年金課
	26	国保でホッ! みんなの国民健康保険	国保年金課
	27	いきいき介護予防	長寿支援課
	28	正しく理解しましょう!「認知症」	長寿支援課
	29	みんなで支える「介護保険制度」と「サービス」	長寿支援課
	30	生活習慣病(生活習慣病改善やバランス食)	健康増進課
	31	糖尿病(DM)の予防・教育	市民医療センター
	32	家庭でできるリハビリテーション(火曜日は除く)	市民医療センター
	33	肝炎Q&A(午後のみ)	市民医療センター
教育・文化	34	もっと知りたい図書館のこと	生涯学習・スポーツ課
	35	再発見! 山鹿の歴史・地元の歴史	文化課
	36	本物の古代に触れる 市立博物館とチブサン古墳(現地研修)	文化課
	37	菊池川流域の日本遺産	文化課
	38	子どもと楽しむ読み聞かせ	生涯学習・スポーツ課

担当	情報政策課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1118 44-0373
◇やまがメイト スマートフォンなどで利用できる地域コミュニケーションアプリです。 ①行政区単位での情報配信手段（文字・音声）としての活用ができます。（発信装置を市外に設置し被災時の安定稼働に努めています。） ②山鹿市からの行政情報（文字・音声）が取得できます。防災行政無線で流した放送も再送しています。 ③居住区ごとの家庭ごみ収集日程が確認できます。 ④市の承認を受けた市内で活動する種々の団体の情報を取得できます。 ⑤ナビゲーション機能等を活用した避難所情報が得られます。 ⑥市議会定例会を映像でご覧いただけます。 ⑦その他、市民の役に立つ各課の情報を順次配信してまいります。 なお、詳しいやまがメイトの利用方法等をお聞きになりたい場合は、出前講座のメニューにもありますので、ご利用ください。					

担 当	防災監理課	場 所	市庁舎 3 階	電 話 (FAX)	43-1113 44-0373
-----	-------	--------	---------	--------------	--------------------

◇自主防災組織育成事業補助金

住民の自主的・主体的な防災活動を支援するため、自主防災組織（おおむね行政区を単位として組織するもので、市長に届出があったもの）の活動等に対して補助金を交付します。

防災訓練の実施にかかる補助金の申請につきましては、事業実施の 1 ヶ月前までに申請をお願いします。

自主防災組織育成事業補助金

区 分	補助金額	補助限度額
資機材整備経費	購入経費の 2 分の 1	100,000 円（1 年度当たり）
訓練経費	防災訓練に要した経費	世帯数による ・ 100 世帯未満 10,000 円 ・ 200 世帯未満 20,000 円 ・ 200 世帯以上 30,000 円

※ 訓練の実施や、防災資機材の購入に関し分からない点等がございましたら、防災監理課 防災係までお問合せください。



担当	防災監理課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1113 44-0373
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇交通事故相談

もし、交通事故にあったら・・・。

熊本県交通事故相談所をご利用ください。被害者、加害者を問わず専門の相談員が公平な立場でアドバイスします。

熊本県交通事故相談所（県庁行政棟本館 2 階）

〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

相談受付 月～金曜日 9 時～12 時、13 時～16 時（休日を除く）

電話番号 096-333-2295



担当	防災監理課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1113 44-0373
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇防犯灯設置補助金

住民生活の安全を図るため、防犯灯を設置する自治会に、防犯灯設置工事費の補助を行っております。

1 補助対象

防犯灯及び防犯柱の設置

2 補助金交付の対象となる防犯灯の設置基準

(1) 住民生活の安全を図るため、防犯灯が必要な場所であること。

(2) 公共的な場所であること。

※個人の家の門灯等に該当しないこと。

(3) 自治会が設置し、維持管理ができること。

※毎月の電気代及び不灯時等の修繕が必要となります。

(4) 設置場所の所有者または管理者の承諾が得られる場所であること。

※防犯灯の周辺は、夜間明るい状態となるため、必ず付近にお住まいの方から承諾を得てください。

3 補助金額

(1) 防犯灯

補助率：設置に要する費用の 2 分の 1 以内（100 円未満切捨）

補助限度額：15,000 円

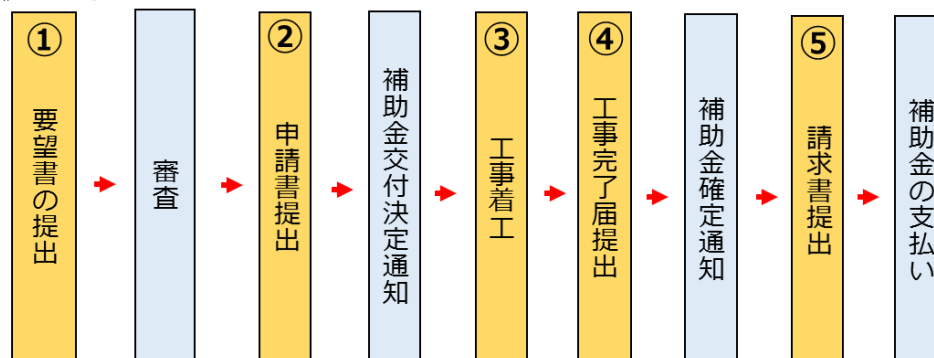
(2) 防犯柱

補助率：設置に要する費用（100 円未満切捨）

補助限度額：30,000 円

※既存箇所に設置する場合は、撤去費用は補助対象外となります。

4 手続きの流れ



担当	人権啓発課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1199 44-0373
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇人権のまちづくり推進協議会事業

No.	事業名	開催時期	事業内容
1	人権教育 レポート研究 会	7 月 2 7 日 (土) 9 時～1 2 時 市内 6 会場	幼保小中高および市民、企業、行政 の 1 2 本の実践レポートを 6 分科会に 分けて意見交換等を行っていく市民参 加型の研修会。
2	ふれあい 人権講座	6 月～翌 1 月 1 4 時～1 5 時半 計 8 回	今年度は、東日本大震災を経験され た方、拉致被害者家族の方など当事者 の方々の講話を予定。随時参加受付。 1 回の参加も可。
3	日本語クラブ	毎週 1 ～ 2 回 山鹿隣保館 (子ども対象) 鹿本隣保館 (おとな対象)	外国から来た方々を対象に、日本語 の学習や日本文化や習慣について学び ます。N P O 法人及び地域ボランティア の方々が優しく指導。
4	出前講座	通 年 ※希望日の 1 か月まで に申し込みください。	(講座メニュー) ・正しく理解しよう人権の基礎・基本 ・みんなで創ろう人権のまち ・男女共同参画社会ってなんだろう？
5	やまが人権 フェスティバ ル	1 1 月 9 日 (土) 午後開催予定 山鹿市民交流センター	男女共同参画フォトコンテスト表 彰、中高生によるスピーチ、人権擁護 委員による寸劇、講演等を予定。当日 はバザーも行われます。
6	人権作品展	1 1 月～1 2 月頃 各市民センター等	園児・児童・生徒の作品展示を通して、 差別解消に向けて人権意識の高揚を図 り、人権が尊重されるまちづくりを推 進します。
7	部会講演会	6 月～1 1 月頃	協議会の 5 部会 (①幼保小中高、②行 政、③市民啓発、④医療・福祉、⑤企 業) が、それぞれの部会のニーズに応 じた内容にて講演会を開催。

○山鹿市の人権文化の広がり

ふれあい人権講座受講生の方々の中から、3 年間の任期にて**人権モニター** (約 5 名) になっていただき、さらに人権についての学びを深めていただきます。

また、3 年間の任期を終えた人権モニターの方々の中から、**人権サポーター** になっ
ていただき、人権についての啓発や発信をしていただいております。

人権モニターの皆さん、人権サポーターの皆さんが山鹿市内に少しずつ増えていく
ことが、山鹿の人権文化の広がり (草の根の人権啓発活動) にもつながっていきます。

担当	人権啓発課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1199 44-0373
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇人権相談

山鹿市の人権擁護委員と法務局（山鹿支局）が連携し、市民の皆さんからの人権に関するご相談をお受けしています。

例えば…

いじめ、体罰、DV等家庭の問題、セクハラ・パワハラ問題、障がい者・高齢者に関する問題、外国人差別の問題、部落差別やその他困りごと、悩みごとなど

相談は無料で、事前予約等は必要ありません。秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

【常設相談所】 法務局山鹿支局内

電話：法務局山鹿支局・・・０９６８－４４－２４１１

みんなの人権 110 番・・・０５７０－００３－１１０

子どもの人権 110 番・・・０１２０－００７－１１０

女性の人権ホットライン・・・０５７０－０７０－８１０

外国語人権相談ダイヤル・・・０５７０－０９０－９１１

【特設相談所】 各地域で開設（６月・８～９月・１２月）

※開設日時・会場については、広報やまがや市ホームページ等でお知らせします。

日時	場所
６月６日（木） ８月２９日（木） １２月５日（木） １０時～１５時	・山鹿健康福祉センター ・鹿北市民センター ・菊鹿市民センター ・鹿本市民センター ・鹿央市民センター
６月５日（水） ８月３０日（金） １２月４日（水） １０時～１５時	・菊池市生涯学習センター ・七城公民館 ・泗水支所 ・旭志公民館

※その他、人権啓発課及び各隣保館でも、担当職員が随時ご相談をお受けします。

（人権啓発課）４３－１１９９ （山鹿隣保館）４３－１１３３

（鹿本隣保館）４６－２３２５ （鹿央隣保館）３６－３１３３

担当	人権啓発課	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1199 44-0373
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇人権教育・啓発事業補助金

山鹿市では、部落差別をはじめ、すべての人権問題の解消と人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。本市における人権教育・啓発をより一層推進するために、広く人権教育・啓発活動を行う市民や団体等を対象に、事業費等の一部を補助します。

【補助対象事業及び経費】

補助の対象となる事業	補助の対象となる経費
(1) 人権教育等に関する講演、研修、交流又は人材育成を行うための催し（オンライン開催含む）に参加する事業	ア 交通費、宿泊料及び日当 イ 会場、車両等の借上料、駐車料等 ウ 受講料及び参加負担金（食料費を除く。）
(2) 前号の催しを開催し、又は共催する事業	ア 講師等の謝金、交通費及び宿泊料 イ 資料の作成に要する印刷製本費及び消耗品の購入費 ウ 切手、はがき等の購入費 エ 委託料 オ 前号イに掲げる経費
(3) 人権教育等に関する資料を作成し、及び配布する事業	前号イ及びウに掲げる経費

【補助金の額】

補助の対象となる経費の 2 分の 1 の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（限度額） 個人による申請の場合・・・ 5 万円

団体による申請の場合・・・ 20 万円

【補助対象者】

- (1) 山鹿市内に住所がある人
- (2) 山鹿市内に人権教育等に関する活動の拠点がある人団体
- (3) 山鹿市内に通勤又は通学している人で市長が適当と認める人

【交付申請】

事業を実施する 30 日前まで

担当	人権啓発課 (男女共同参画推進室)	場所	市庁舎 3 階	電話 (FAX)	43-1199 44-0373
----	----------------------	----	---------	-------------	--------------------

◇男女共同参画推進に関する事業

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別によって生き方が決められるのではなく、それぞれの個性や能力に応じて、自分らしく輝ける社会のことです。

人権啓発課男女共同参画推進室では、そのような男女共同参画社会の形成を目指し、下記事業を行っています。

事業名	開催時期	内容
ビジネスキャリア アップ講座	5 ～ 6 月	山鹿市内に在勤・在住されている方を対象に、業務に必要な能力向上やリーダーとしての意識づくりを目的とした講座を開催しています。
男女共同参画フォト コンテスト	5 ～ 9 月	男性の家事・育児を推進することで、市民の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の活躍推進につなげるためのフォトコンテストを開催しています。
男女共同参画フォー ラム	8 月 2 5 日 (日)	「固定的な性別役割分担意識の解消に向けて」をテーマとし、講演やパネルディスカッション等を行い、男女共同参画社会づくりの一層の推進を図ります。
女性の就労支援講座 (わたしさがし講座)	1 0 月 頃	就労を希望する子育て期の母親等を対象に、能力育成支援と就労への不安解消のための講座を開催しています。

※各事業の開催時期・内容については、広報やまがや市のホームページ等でお知らせします。